

NISAの拡充

① 次世代の資産形成を支援し、長期・安定的な投資を通じて、大学進学等、成人後のライフイベントに伴う必要資金を備えられるよう、NISAのつみたて投資枠の対象年齢が18歳未満にも拡充される。

② 国内市場への投資後押しや幅広い世代の資産運用ニーズに応える観点から、つみたて投資枠の対象指数・商品が拡充される。

【適用時期】①は令和9年分以後、②は令和8年4月1日以後に適用

<改正の内容>

【背景】NISA口座数：R7.12月末速報値：2,826万口座→R9.12月末目標：3,400万口座に

NISA	<u>つみたて投資枠</u>		成長投資枠
対象年齢	<u>0～17歳(①)</u>	18歳以上	18歳以上
非課税保有期間	無制限		無期限
年間投資枠	<u>60万円</u>	120万円	240万円
非課税保有限度額※	<u>600万円</u>	1,800万円 18歳で自動的に移行 うち成長投資枠は1,200万円まで	
対象商品	長期・積立・分散投資に適した一定の投資信託 ⇒ <u>読売株価指数、JPXプライム150指数などの追加、債券中心(50%超)の商品の追加(②)</u>		上場株式・ETF・REIT・投資信託等 (一定の商品を除く。)
払出し制限	<u>子の同意を得て12歳以後、可</u>	(制限なし)	

※金融庁が要望した「非課税保有限度額の当年中の復活」は、今回の改正では見送られた。

(参考)ジュニアNISA(旧制度)との比較

	NISA(未成年)	ジュニアNISA
対象年齢	0～17歳	
非課税保有期間	無制限	最長5年
年間投資枠	60万円	80万円
非課税保有限度額	600万円	400万円
対象商品	一定の投資信託	上場株式等も可
払出し制限	<u>12歳以後、可</u>	<u>18歳まで不可</u>

利用者低迷の原因

《実務上のポイント》

- ・12歳以後、子の親権者等が証券会社等に次の書類を提出することで払出しが可
 - 資金の用途が子どもの教育費や生活費の支払いのためのものであることを記載した書類
 - 子どもの同意書
- ・居住する家屋が災害で全壊した等の事由がある場合は、年齢にかかわらず全額払出しが可